

答申書(案)

令和6年7月22日に諮問を受けたまちづくり自治基本条例の検証について、当委員会では慎重に審議を行った結果、別冊の「まちづくり自治基本条例検証結果」を付して、次のとおり答申します。

1 条例の運用状況について

(1) まちづくりへの参加の動機づけの強化について

まちづくりへの参加を促進するため、様々な媒体を活用した積極的な情報発信が行われているが、まちづくりの担い手として期待ができる中高生や大学生、若い世代、そして事業者への働きかけがこれから重要となってくる。また、防災や減災のまちづくりを推進するうえでも、地域における人々のつながりが大切である。

そのため、若い世代や事業者がまちづくりに関する情報に触れられるような工夫や、地域で活動する団体等の存在が広く認識されるような取組を進める必要があるため、情報発信体制の充実も求められる。

(2) 条例の周知・普及について

条例の周知を図るため、市民向け講座の実施や小中学校での漫画版パンフレットの配布等に取り組まれてきたが、条例の施行から10年が経過している中で条例の趣旨が広く市民等に浸透しているとはまだ言い切れない状況にある。

特に、子どもから大人までが条例の理念を正しく理解し、自らの生活や地域活動とつなげて考えられるような環境づくりが重要であり、日常の様々な場面において条例の考え方に触れる機会が創出されるよう、発信の方法や内容についても工夫が求められる。こうした取組を進めていくにあたっては、様々な機会を活用しながら、条例の周知の場を設けていくことも有効である。また、条例の理念が市民の身近な活動と緩やかにつながり、日々の実践に自然と反映されていくよう、理念に触れる機会や、それを支える環境づくりについても引き続き工夫を重ねていくことが望まれる。

2 条例の見直しについて

審議を行った結果、今回は改正すべき条文はないと判断した。